改正法の経過措置に関する条文

　　　附　則

（施行期日）

第1条　この法律は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　≪略≫

二　≪略≫

三　第2条の規定（前二号に掲げる改正規定及び教育職員免許法第9条の3第4項の改正規定を除く。）及び第5条の規定並びに**附則第５条、第６条**及び第15条の規定　**平成３１年４月１日**

（教育職員免許法の一部改正に伴う経過措置）

第5条　**附則第１条第３号に掲げる規定の施行の際現に大学**又は第2条の規定による改正前の教育職員免許法（以下「旧免許法」という。）別表第1備考第三号の規定により文部科学大臣の指定を受けている教員養成機関、旧免許法第5条第1項の規定により文部科学大臣の指定を受けている養護教諭養成機関若しくは旧免許法別表第2の2備考第二号の規定により文部科学大臣の指定を受けている教員養成機関**に在学している者についての免許状の授与の所要資格については、第三号施行日以後においても当該者がこれらを卒業するまでは、新免許法別表第１、別表第２及び別表第２の２の規定にかかわらず、なお従前の例による。**

第6条　**第三号施行日前に大学**又は旧免許法別表第1備考第三号の規定により文部科学大臣の指定した教員養成機関、旧免許法第5条第1項の規定により文部科学大臣の指定を受した養護教諭養成機関若しくは旧免許法別表第2の2備考第二号の規定により文部科学大臣の指定を受した教員養成機関**に在学した者で、これらを卒業するまでに旧免許法別表第１、別表第２及び別表第２の２に規定するそれぞれの普通免許状に係る所要資格を得たもの（前条の規定によりなお従前の例によることとされる免許状の授与の所要資格を得た者を含む。）は、新免許法別表第１、別表第２及び別表第２の２に規定する当該普通免許状に係る所要資格を得たものとみなす。**